

「デイサービスセンターこんぺいとう
利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と株式会社 エイチ・ジー・デイサービスセンターこんぺいとう（以下、「事業者」といいます）は、事業者が設置する介護保険指定居宅サービスにおいて利用者に対して行う通所介護サービス及び介護予防通所サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービス又は介護予防通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。更新後の期間は、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画）

事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って適宜「介護計画」を作成します。事業者はこの「介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 通所介護の提供場所は神戸市北区です。なお提供場所の所在地及び設備の概要は重要事項説明書の通りです。
- 2 事業者は、第3条に定めた「介護計画」に沿って通所介護サービス又は介護予防通所介護サービスを提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービス開始時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、通所介護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する処遇記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料 金）

- 1 利用者は、事業者に対し、重要事項説明書に定める利用単位毎の料金を基に計算された利用料等を1ヶ月ごとにその合計額を支払います。
利用料等とは介護報酬告示上の額及び食事代（昼食代・おやつ代）、その他本人に必要なが生じた際の実費分（おむつ代・書面の複写代など）
- 2 事業者は、当月利用料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付若しくは事業所内にてお渡しします。
- 3 利用者は、2の金額の合計額を請求書受領当月の25日までに（持参・振込の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者からの料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。但し、振込の場合は振込明細書を以って、領収書に代えさせていただきます。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後4時半まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後4時半まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日午後4時半までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、両者に対して重要事項説明書に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の料金と合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知をすることにより利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者がやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう文書により催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③利用者又はその家族が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第10条（秘密保持）

事業者及びその従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに返すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、利用者の故意・過失がある場合は、この限りではありません。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又はその他必要な措置を講じます。

第13条（連 携）

- 1 事業者は、通所介護サービスの提供に当たり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。尚、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護サービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

令和 年 月 日

上記代理人 (住所) _____

 (氏名) _____ 印 (続柄) _____
 (電話番号) _____

事業者 (住所) 神戸市北区山田町下谷上字門口 9 - 4

(名称) 株式会社エイチ・ジー

代表取締役 堀越 健一 印

(電話番号) 0 7 8 (5 8 2) 4 4 4 8

サービス事業者（住所） 神戸市北区山田町下谷上字門口 1 0 - 3

（名称） デイサービスセンターこんぺいとう

管理者 塩谷 昌紀 印

（電話番号） 0 7 8 （ 5 8 3 ） 0 8 9 4

通所介護利用契約における個人情報使用同意書

私の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス契約に基づき、通所介護等を実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が通所介護を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ②認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見、認定結果通知等。
- ③その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 顔写真等の使用につきましては、以下の内容で同意致します。

- ア. (広報誌 ・ ホームページ ・ 施設内掲示) ○で囲んだもののみ掲載を承諾致します。
- イ. いずれも掲載をお断り致します。

5 使用する期間 令和 年 月 日～当事業所と契約解除される日迄

以上

令和 年 月 日

通所介護事業所 こんぺいとう様

利用者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

代理人

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(続柄) _____

利用者の家族

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(続柄) _____

